

令和2年度第2回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会 会議要録

- | | |
|-------|---|
| ○日 時 | 令和3年2月10日（水）午後3時から4時30分まで |
| ○場 所 | 武蔵野市役所412会議室、福祉公社 他 |
| ○開催方法 | Zoomによるリモート開催 |
| ○出席委員 | 久保田 聡、高杉保宏、武田嘉郎、松丘 晃、後藤明宏、大岩ひろみ、近藤和正、武永慶志、植村由紀彦、高橋 学、金丸絵里、小尾雅昭（敬称略）12名 |
| ○事務局 | （市）山田健康福祉部長、小久保地域支援課長、齋藤地域支援課課長補佐
（福祉公社）森安理事兼成年後見利用支援センター長、服部在宅サービス課長、石橋権利擁護センター長、江尻成年後見利用支援センター主査 |

【事務局】

オンライン参加は、久保田委員、高杉委員、武田委員、松丘委員、後藤委員、武永委員、植村委員。市役所には、大岩委員、高橋委員、金丸委員、小尾委員、近藤委員の5名が出席。

1 開会

2 会長挨拶

【久保田会長】

コロナ禍という言葉を目にして、1年ぐらいい経過し、中々先が見えない状況が続いている。今回は、利益相反事例やコロナウイルスのワクチン接種、いわゆる医療同意についてなど、後見実務上も大変興味深い、また重要な議題であり、皆様ぜひ活発な議論をいただければと思う。よろしくお願いします。

3 配付資料確認（省略）

4 議題・報告

- (1) 令和2年度 武蔵野市成年後見利用支援センター・業務実施状況について
- (2) 令和3年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・年間スケジュール（案）について
- (3) 利益相反事例について
- (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について

【会長】

(1)から(3)までは合わせて説明いただき、その後、質疑応答としたい。

○事務局説明（省略）

【会長】

皆様から質問や意見等があれば、ぜひお願いしたい。

【松丘副会長】

令和3年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・年間スケジュール（案）の網掛けの新規事業につ

いて、「親亡き後に備えるための成年後見のイロハ」の学習会と親族後見人の相談会を10月に行い、本協議会の代わりにできれば、との話だが、こういったイベントは、祝日や土日の開催もあると思うが、現時点で何か決まっていることはあるか。

【事務局】

現時点では特に決まってははいない。多くの方に参加いただく場合、土日開催の方が人が集まると考えている。相談会には、専門職の皆様に参加頂きたいと考えているので、詳細が決まり次第報告したい。

【委員】

先程の新規事業で、障害の子を持つ親等に向けた学習会は、私たちも同じことを行っており、大変ありがたいと思っている。親族後見人の相談会とセットで行うという話だが、これは一体的な企画か。障害の子を持つ親の親族後見人ということか、それとも、もっと幅広いものか。具体的な対象者のイメージを教えてください。

【事務局】

親族後見人の支援を行いたいと思っているが、中々親族後見人の把握ができていないのが現状だ。障害の子を持つ親が親族後見人に就任しているケースが幾つかあると聞いており、対象は障害の子を持つ親等という形で進めたいと考えている。

【委員】

私たちも、今年は新型コロナウイルスのため中々実施できなかった。現在、来年度計画を検討しているが、できれば親族後見人の集いを行いたい、との話が出ていて、また相談したいと思う。上手な形で、役割分担をして、一緒に行えればと思う。協力できるのであれば、協力したいと思う。

【事務局】

ご提案ありがたい。別々に事業を行うよりは、そういった情報を集約することが、このネットワーク連絡協議会の意義だと思う。この企画も一緒に調整して進められればと考えている。

【委員】

福祉公社の利益相反事例について、今後、万が一トラブルがあった場合は、こういった対応や手続きが行われるのか。公平性の担保のところで、地域連携ネットワーク連絡協議会へ報告とあるが、本協議会は4か月に1回程度。普段は権利擁護事業等運営監視委員会で対応・協議することになるのか。

【事務局】

福祉公社の運営監視委員会は6か月に1回、年に2回の開催である。事務局の段階で、きちんと公平性を考えていきたい。例えば、1回あたりの本人の負担金額が出ていると思うが、要するに利益相反というのは、後見人が自分の守備範囲にあるサービス提供者のサービスを過大に入れて本人の財政を圧迫することだと思う。そういう点で、合理的且つ抑制的、しかし必要最小限のサービスを提供している、という形を事務局レベルできちんと考えて、その後、運営監視委員会に報告をし、色々なところに報告

をし、或いは裁判所にも定期報告の際は必ず上申している。今まで、裁判所から何の問い合わせも無いので、黙示の承認をされている、と理解している。

【委員】

例えば、ホームヘルパーが不注意でご本人に怪我をさせた場合など、通常だとサービス提供事業者の変更を検討することもあるが、そういった場合は福祉公社内で協議をして、家庭裁判所と相談して進めることになるのか。

【事務局】

例えば、物品を壊したり、本人を怪我させた場合には、通常の保険或いは福祉公社内でのトラブル対応で処理しますし、家庭裁判所にはその旨報告する。ケアマネジャーとも話して、本人意思を尊重し、福祉公社のサービスが劣悪なので継続したくない、ということであれば他の事業者に移行するなど、機動的に運営していきたいと思う。今現在では、濃厚に入っているサービスは無いので、今後は指摘のように、きちんと考えていきたいと思う。

【委員】

令和3年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・年間スケジュール（案）のところで、新規事業で受任者調整に関する検討とある。もう少し具体的なイメージはあるか。

【事務局】

マッチングについては、国の計画や利用促進のための法律で必要な事項とされ、中核機関としてそのような機能が良かった方が良く考えている。しかし、今のところ、市としてまだ検討を行っていない。

【会長】

今の質問に関して補足したい。武蔵野市を管轄する東京家庭裁判所立川支部では、現時点で、中核機関に関して、裁判所と各自治体の中核機関との間で、どう役割分担をしていくか、話し合いの場を持っている段階だ。裁判所としても、まだ具体的なアウトラインはこれからだと思う。

【委員】

丁寧な対応の説明をお聞きした。パンフレットにルビを振っていただき、更に Q&A の難しい内容にも配慮いただいたことがうかがえる内容となっている。ホームページ等で見やすいように、そこに飛べる QR コードを、最後のページか表紙に付けていただくと、様々な障害の方に配慮した対応として助かると思う。検討をお願いしたい。

【事務局】

是非検討したい。

【委員】

担い手の育成の後見人養成基礎講習について、DVD を使用して各市で分散開催中と記載されているが、

具体的にどれぐらいの方が受講されているか。具体的な開催方法についても説明いただきたい。

【事務局】

武蔵野市では2名の方が申し込みを行い、2月1日から本講習を受講している。本来であれば集合で行う講習だが、今年は新型コロナウイルス感染予防のため、各市で講師の講義を撮影して講習用DVDを作成し、そのDVDを受講生が視聴して勉強していただく形とした。武蔵野市は11日間のカリキュラムを組み、3月12日まで開催する予定だ。各市の実施状況については、全ての講習が終わった時点で集約することになっているので、次年度の第1回ネットワーク連絡協議会で報告したいと思う。

【会長】

次に移りたい。(4)新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について、説明をお願いしたい。

○事務局説明（省略）

【会長】

質疑応答や意見交換を行いたい。本文書は日本社会福祉士会発出文書だが、何か補足・質問はないか。

○補足・質問無し

【会長】

今回は新型コロナウイルスに関してということになるが、以前はインフルエンザの予防接種の同意書にサインをしてほしい、といった話が頻繁にあったと思う。それらの対応も含めて、意見をいただきたいと思う。後見人は医療同意ができないが、インフルエンザの予防接種もできないのはどうなのかと、常に悩みを抱えていた。何かお知恵があれば是非伺いたい。武田委員はいかがか。

【委員】

例えばインフルエンザの予防接種は、医療同意者に聞いて決めている。相談ルートはできていて、メール・LINE・電話でやり取りをしている。書類は代筆しても良いかを確認してから記入するようにしている。新型コロナウイルスのワクチン接種が始まった場合、在宅の利用者が通知を受け取り、会場に行き接種するのは大変だと思う。また、ウイルスに罹患したらと戦々恐々としていたが、幸い無いので安堵している。手洗いやマスク着用等の感染予防に関しては、在宅の利用者に励行を促している。

【副会長】

行政書士として後見を受任しているが、難しい問題だと思う。施設入所の方は、施設の方と話をした上で、インフルエンザの予防接種をすることもある。本人の認知力の程度にもよるが、原則的には本人の意思確認が必要だと思う。しかし、認知力の程度によっては、後見人に聞かれることも多いので、中々難しい問題だと感じている。私も在宅の利用者がいて、感染予防に留意している。本文書を読み、自分の中で対応方法が定まっていなかった部分もあったので、正直怖いと思った。在宅の利用者がワクチンを接種する場合、本人の意思確認はもちろんだが、会場への行き来など、心配な部分もある。施設入所の方

の場合は、他の入所者のこともあるので、ワクチンを接種すべきか判断するのは非常に難しい問題だと思う。他の委員の考えも聞いてみたいと思う。

【委員】

被後見人の判断力にもよると思う。本人が寝たきりなどで判断力が減退されている方など、親族に連絡がつけば良いが、親族と連絡がつかない又は不在の場合、どうすれば良いか難しいと思う。しかし、インフルエンザに罹患した場合、本人の生命に危険が及ぶこともあるので、代筆をして同意することはこれまでもあった。今回、新型コロナウイルスのワクチンの接種の成年後見人の関わりについて、という新たな課題もあるので、リーガル・サポートでも対応を協議している。予防接種法の後見人の努力義務はどこまでなのか、ということになると思う。基本的には、被後見人に副作用等の説明をして被後見人に判断していただく、と考えている。

【会長】

予防接種法の後見人の努力義務というのは、本人に予防接種を受けるよう努めなければならないのか。

【委員】

以前は予防接種の義務があったようだが、現在は努力義務になっているようだ。予防接種法の規則5条2で、予防接種の有効性・安全性・副反応について、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない、とある。よって、後見人は本人に説明をし、本人に判断していただくまでが努力義務であると、私見ではあるが、考えている。

【会長】

ありがとうございました。

私の担当する被後見人は、在宅の方はおらず、入院中か施設にいる方だが、身寄りのない方が多く、本人も判断能力が低下し、判断が難しい状況だ。昨年緊急事態宣言時、施設にいた方が、心機能が弱り、ペースメーカーを入れなければならないという話になった時があった。医療機関より、「本人に身寄りはいませんが、手術することはできます。本人の代わりに病院で説明を受けてください」と言われ、状況が状況なだけに悩んだ。後見人に医療同意がないと返答してしまうと、本人は徐々に心臓が弱り、やがて動かなくなる状況だったので、医療同意ができない形で終わるよりは、後見人の責任において手術をお願いした方が、責任を問われるのであれば良いと考え、手術をお願いした。しかし、その後、手術はせずに投薬で様子を見ることになり、責任を問われることもなかった。非常に難しい問題で、この場でこうすれば良いとの妙案も中々ないと思うが、機会があれば、色々と知恵を拝借できればと思う。

【委員】

居宅でケアマネジャーをしている。医療同意の話は、普段聞くことのない内容で、とても勉強になった。今後、ワクチン接種のことなども、新たな課題として挙がってくると思っている。

【委員】

今後、ワクチンの接種となった時に、先程、皆さんの言ったような問題が、在宅の利用者にも出てく

と思う。ケアマネジャーが付いていた場合、単純に「ケアマネジャーさん代行をお願いします」などと言われてしまうのではないかと、との懸念がある。身寄りがいたとしても、かなり縁遠くなっている方も多く、本人の意思決定支援をどのように支えられるか、ということが大切になると思う。地域包括支援センターは高齢者を担当している部署で、どのようにしていくべきか検討しなければならないと思う。また、在宅の利用者で新型コロナウイルスに罹患した方が中々入院できないといった事案が、ここ1～2週間頻発しており、その対応に追われている状況だ。医療同意など、様々な対応をどのようにサポートすればよいのか、手探りで行いつつ、考えなければならない課題だと感じている。

【委員】

意思決定支援や医療同意については、別に参加する医療機関の方もいる会議体の中でも議論で上がっていた。日本社会福祉士会の通知の裏面③の3行目にある「身寄りがいない人の入院及び医療に関わる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、おそらく一昨年に出ている。実は、生活福祉課のケースワーカーもこの問題には悩まされ、後見人がおらず、身寄りもない場合に、延命治療などの医療同意を求められることがよくある。ガイドラインに、親族であっても生命に関わる同意はできない、と記載されていても、同意を求められる場合が多い。そういった場合は、ケースワーカーは同意欄の記入はできない、ということで断っている。ガイドラインには、チームとして最善と考えられる方策と記載されているので、医療機関の中で医師を含めて、本人にとって最善と思われる方策を検討し、どのような過程でそのような判断に至ったのかをカルテ等に記録しておけば、後々、親族が現れて訴訟を起こされた時にも対抗できると考えられる。医療機関から生活福祉課にそのような問い合わせがあった場合も署名はできない、本人が署名できないため代筆する、ということで留めるよう指導している。

【委員】

民生児童委員として本会に参加しているが、皆様の話を知って、現場に出ている方たちが苦勞されているのだと感じると共に、ありがたいという気持ちだ。地域の中で皆さんの様子を見ているが、ここ1年は町を歩いても、すれ違う方もおらず、個々を訪問することも控えており、中々様子が見えにくいところだ。成年後見制度に繋がる前の段階でキャッチできればと考えながら、町を歩いている。皆様には本当に感謝申し上げたい。ありがとうございました。

【会長】

思い出した話で、後見人は医療同意ができない中で、何度となく同意を求められたことがあり、なぜ同意を求めるのか聞いたことがある。医療機関としては、例えば注射など生体侵襲を伴うので、同意を得ていないと傷害罪になってしまうと、そういう次元で話をしていることがわかった。後見人としては、副反応や後遺症のことを考えて同意してよいものか考えてしまうが、医療機関としては違う次元であることが分かり、なるほどと思った。いずれにしても、非常に重要かつ難しい話題ではあるので、引き続き意見を頂ければと思う。ありがとうございます。

5 その他

【事務局】

今日は長時間にわたり、活発な議論ありがとうございました。また、次回の日程は、7月を予定して

いるが、改めて日程調整させていただきたいので、よろしくお願ひしたい。

【事務局】

本日、今年度第2回目のネットワーク連絡協議会ということで、現場の苦勞されている話など、活発な意見交換ができたことを、大変有意義に感じている。また、今年度は、委員の先生方のご理解とご協力により、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を立ち上げることができたこと、改めて御礼を申し上げたいと思う。本当にありがとうございました。

第1回の連絡協議会でも若干話をしたが、今年度は、次期の、高齢者計画と障害者計画を策定中で、来週、市長に答申を行う。両計画とも、高齢者の方、障害者の方の権利を守っていくという意味で、成年後見制度の利用を促進していくこと、また、それに向けたネットワークの機能強化も図っていくことを記載している。今年の4月から、3か年の計画になるが、委員の皆様方の様々な意見、知恵を拝借し、しっかりと進めていきたいと考えている。来年度も引き続きよろしくお願ひしたい。

【副会長】

本日の話の中で、日本社会福祉士会の文書は大変考えさせられる文書だった。ヒルフェにも確認したが、現時点では外部に対する指針はできておらず協議中だったので、できた際には共有できればと思う。コロナ禍は続いていきそうなので、ワクチン接種の話もあったが、是非ともここで情報を共有して、乗り切っていければと思っている。引き続きよろしくお願ひしたい。ありがとうございました。

【会長】

医療同意や意思決定など、弁護士となると紛争案件が多いため、福祉に関して不勉強だと反省することも多いが、本日話を伺い、福祉の専門家の皆様も色々と悩んでいることがわかり、少し気が楽になったように感じた。色々な立場で色々な意見があると思うので、次回も是非活発な議論を行いたい。

以上で本日の会議を終了したいと思う。皆様ありがとうございました。

以上